

千葉県被害認定調査システム導入業務委託
調達仕様書

令和7年3月

千葉県総合政策局危機管理部防災対策課

目次

第 1 調達案件の概要	1
1 調達件名	1
2 調達の背景、目的及び期待する効果	1
3 業務・情報システムの概要	2
4 契約期間	2
5 作業スケジュール	2
6 補足	2
7 作業の内容	3
8 成果物の範囲、納品期日等	3
第 2 システム要件	4
1 機能要件	4
2 非機能要件	5
第 3 プロジェクト管理	10
第 4 遵守事項	11
1 機密保持、資料の取扱い	11
2 法令等の遵守	11
3 その他文書、標準への準拠	11
第 5 成果物の取扱い	11
1 契約不適合責任	11
2 検収	11
第 6 再委託について	12
1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件	12
2 承認手続	12
3 再委託先の契約違反等	12
第 7 その他留意事項	12

第1 調達案件の概要

1 調達件名

千葉県被害認定調査システム導入業務委託

2 調達の背景、目的及び期待する効果

現在、被災者の生活再建の基礎となる罹災証明書発行業務について、被災家屋等の調査は全てアナログで行われている。調査及び調査計画策定や班編成に関する業務等をデジタル化し、業務処理の効率化を図り、住家被害認定調査事務全体の合理化を図ると共に、迅速な罹災証明書の発行を実現し、被災者の生活再建に寄与することを目的としている。

(1)本市の現状

- 情報化施策の取り組み
 - 本市の情報化施策の取り組みは、以下を始めとし、庁内 ICT 環境の最適化・効率化を進めている。
- 個別情報システムの集約
 - 本市では、庁内 ICT 環境の最適化・効率化を進めており、運用の効率化やコスト縮減を図っている
- 千葉市行政情報ネットワークシステムの構築
 - 千葉市行政情報ネットワークシステム(以下「CHAINS」という。)は、一般行政事務を行う職員の円滑な事務執行や情報共有を図るため、本市の情報通信基盤として整備された情報システムであり、市の約430施設を光ケーブルで接続した通信回線網を構築するとともに、各部署にパソコン(以下「CHAINS パソコン」という。)及びプリンタ(以下「CHAINS プリンタ」という。)を配置している。

本件は、新たに被害認定調査システム(以下「本システム」という。)導入の調達を行うことを目的としている。

(2)基本的な考え方

家屋などの被害認定調査に関する事務を迅速かつ的確に処理することを目的とする。新システムをサービスとして調達することで財政負担を抑える。

また、他のシステムとのスムーズな連携及び個人情報保護の観点から高度な情報セキュリティを確保する。

新システムにおいては、本市でサーバ等を所有せず、LGWAN-ASP 又はクラウド事業者が提供するオンラインサービス(以下、「サービス」)を利用する。

本調達により、現行業務及び今後制度改正により対応が必要となる新たな業務へ対応し、申請及び調査業務を適正、確実かつ合理的、効率的に行うことを目的とする。

3 業務・情報システムの概要

本システム事業(被害認定調査)は、罹災証明書発行業務の一部として行われ、業務の概要は下記のとおりである。

No.	業務名	概要
1	罹災証明書発行業務	罹災証明書発行の申請受付、被災者管理、被災家屋等管理、罹災証明書発行を行う業務。
2	被害認定調査業務	罹災証明書の発行に必要な被災家屋等の現地調査、調査計画策定、調査班編成などを行う業務。

4 契約期間

契約締結日から令和7年9月30日まで

5 作業スケジュール

本契約の想定スケジュールを以下に示すとともに、参考として、本契約の調達範囲外ではあるが、本システムと関連するシステムの稼働状況を示す。なお、本スケジュールは、あくまで調達時点の本市想定であり、詳細のスケジュールについては、受託者が提出するプロジェクト計画書の合意をもって、確定とする。

区分	令和7年度												7～ 11年度	令和12年度	
	4～5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			8	9
導入スケジュール	設計	導入	試験												
プロジェクト管理業務															
システム導入業務															
サービス利用期間等															

関連システムの導入スケジュール

システム	構築・運用ベンダ	概要	稼働状況
クラウド型被災者支援システム	J-LIS	被害認定調査システムの調査結果を連携し、罹災証明書の発行、被災者の管理を行うクラウドサービス。	令和6年8月より稼働
被害認定調査システム用タブレット	未定 ※令和7年5月に契約予定	被害認定調査システムで利用するタブレット。※令和7年8月末頃に実機納品予定	令和7年10月より稼働予定

各業務の履行期限は次の通りとする。

- プロジェクト管理業務
 - 本契約期間中にわたり実施
- システム導入業務
 - 契約締結日から令和7年9月30日まで

6 補足

用語の定義

No.	用語	定義
1	CHAINS 千葉市行政情報ネットワークシステム	庁内ネットワークを中核として形成される電子市役所の基盤であり、市の内外における情報交換、庁内組織の壁を越えた情報共有及び市民、事業者、他自治体等との協働による質の高い行政運営を実現するための情報基盤として、市の情報化を推進して行く役割を持つ。

7 作業の内容

被害認定調査システムのサービスを利用する上で必要となる機器、作業等を準備すること。

本契約での業務を以下に示す。

- プロジェクト管理業務
 - 本システムの導入を円滑に行うために必要な進捗管理、課題管理、品質管理等を実施する
- システム導入業務
 - 本システムを導入し、運用を開始するために必要な設定及び環境構築等に関する業務を実施する。

8 成果物の範囲、納品期日等

- 本契約で作成する提出物について、本市のレビューを受け、承認を得た上で、提出期限までに提出すること。
- 提出物については、以下の「提出物一覧」に示す提出物及び提出期限を基本とするが、より良い提案がある場合は、プロジェクト実施計画書に具体的に定め、本市の承認を得ること。
- 提出物は、受注者が提供するサービス製品の既存資料を活用することも可とする。
- 提出物の作成にあたっては、目次構成や様式について事前に本市と調整すること。
- 提出の部数及び体裁は、以下を基本とする。
 - A4版(又はA3版)ファイル、日本語、横書き 各2部を基本とし、簡易製本の上で提出し、併せて、電子データとして、Microsoft Word、Microsoft Excel 又は Microsoft PowerPoint 及び PDF の2種類の形式により提出すること。PDF については、ファイル内の文字検索が可能であること。
 - 図、表については、本市が求めた場合、Microsoft Word、Microsoft Excel 又は Microsoft PowerPoint のいずれかの形式で電子データとして提出すること。
 - 部数及び体裁については、必要に応じて別途本市と協議し、決定すること。

【提出物一覧】

本調達における納品成果物を以下に占めす。

なお、内容の詳細及び納期は当市との協議により決定とする。

業務	No.	提出物	提出期限
システム導入に係る成果物	1	基本サービス仕様書	令和7年5月末まで
	2	詳細サービス仕様書	令和7年6月末まで
	3	情報システム関連図	令和7年7月末まで
	4	ネットワーク構成図	令和7年7月末まで
	5	テスト計画書	テスト実施前まで
	6	単体テスト結果報告書	本市と協議の上決定
	7	結合テスト結果報告書	本市と協議の上決定
	8	総合テスト結果報告書	本市と協議の上決定
	9	操作手順書(一般利用者向け及び情報システム管理者向け)	令和7年8月末まで
	10	研修用資料	研修実施前まで
	11	ライセンス関係資料	令和7年9月末まで
	12	運用引き継ぎ書	令和7年9月末まで
プロジェクト管理に係る成果物	13	プロジェクト実施計画書	本契約締結後14日以内
	14	プロジェクト実施計画書で定める各種管理・報告資料	随時

なお、納入成果物は事前に本市に提示し、完成図書として承認を得ること。

第2 システム要件

1 機能要件

構築するシステムは、内閣府防災が示す「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」にもとづいた住家被害認定調査が可能であり、かつ他市区町村において LGWAN-ASP 又はクラウド事業者が提供するサービスとして、サービス提供実績を有していること。

(1) 被害認定調査管理機能

ア 申請受付時に端末画面上に地図が表示され、家屋位置が特定できること。

イ 申請受付時に住民記録情報や家屋情報などの情報を連携し受付時の入力工数が低減できること。

① 住民基本台帳システム(連携項目)

原則「世帯番号、世帯員氏名、世帯員生年月日、世帯員性別、住所、個人識別番号、続柄、世帯主氏名、世帯主カナ氏名」とするが、必要に応じて本市と協議の上決定する。

② 家屋課税台帳システム(連携項目)

原則「建物構造、建物用途、建築年、階数、床面積、地番、物件番号、物件所有者氏名、1階床面積、総床面積」とするが、必要に応じて本市と協議の上決定する。

ウ 全棟調査の時にはシステム上で被害地域を選択することで、調査計画が自動で作成できること。

また被害地域は任意に選択できること。

エ 調査期間や人員数を任意入力することで、調査計画シミュレーションができること。

オ 千葉県職員、および他自治体からの応援職員などによる調査計画や班編成が自動的に行えること。

カ 調査班の編成において指定した条件(1班あたりの調査員数、自庁職員を含める、応援自治体職員を含めるなど)に基づき、班の編成が行えること。

キ 発生した災害の調査シミュレーションに基づき調査計画を策定し、編成した調査班に適切に調査対応家屋を自動割当て指示ができること。

ク 調査予約を管理できる機能があること。

ケ 現地調査結果の推移をリアルタイムで連携、表示することが可能なこと。

コ 管理者が調査結果リストから判定結果内容を確認できること。

サ 完了した調査結果をクラウド型被災者支援システムに連携することが可能であること。

(2) 現地調査機能

- ア 被害認定調査管理機能から申請者の情報や調査家屋の情報が現地調査機能側に自動で連携されること。
- イ 調査班の数にあわせて利用者 ID、タブレット台数に制限がないこと。
- ウ 現地調査では現地調査用タブレットを活用し、効率的な住家被害認定調査(地震・水害等の種別に応じた 1 次調査や 2 次調査の対応、申請がなくとも現地調査結果の入力)を行うことが出来ること。
- エ 現地調査で、被害種別(地震・水害など)、建物種別(木造・非木造など)により必要な調査項目が表示され、その調査部位ごとに被害割合の自動計算が現地で可能であること。
- オ 地震・水害などの 2 次調査においては平面図を取り込み、基礎量から被害を自動で計算し被害度を算定することが可能であること
- カ タブレットで調査結果後の評価表を表示することができること
- キ 調査実施者が現地で判断がつかない場合や連絡事項について、管理者に対して、申し送りを行うことができる機能を有すること。
- ク 現地調査の結果はタブレット上からネットワーク送信し、LGWANネットワーク経由にて自動で管理者PC(CHAIN端末)から確認できること。
- ケ 通信が確保されていない状況でも調査の実施およびデータ保存が可能であること
- コ 継続的にサービス利用するため、本システムでは法改正の対応がなされること。
なお、今後の法改正に関する改修は保守の対象とすること。

(3) 関連システムとの連携に関する事項

- ア クラウド型被災者支援システムとの連携
 - イ 家屋評価システム等との連携
 - ウ 住民記録システムとの連携
- ※各システムで連携するデータは、上記(1)を参照

(4) その他

- ア 上記(1)(2)の機能は、Web ブラウザ上で利用できること。

2 非機能要件

(1) システム方式に関する事項

本システムにおいては、本市でサーバ等を所有せず、受注者が準備するサービスを利用する。ただし、ネットワーク機器、端末、他システム連携用サーバ等、システムを運用する上で必要な機器が必要な場合は、本市と協議の上受注者側で準備すること。

また使用するクラウドサービスは ISMAP や ISO/IEC27017 に相当する認証を取得していること。

(2) 性能に関する事項

使用性・効率性要件については、以下の要件を満たすこと。

- 操作性性能
 - 効率的に業務を行うことができるように配慮した画面構成、画面遷移、入出力操作方法であり、職員の業務効率性を高め、負荷軽減に資する効率的な機能を有すること。
- データベース検索性能
 - データベースを検索し表示するまでの時間は最大10秒を超えないこと。
- 同時操作
 - 複数台の端末で同時に操作することが可能であること。
- 最大同時接続数
 - 最大100台の端末が同時接続した場合でも、上記の画面遷移性能とデータベース検索性能を満たすこと。
- バッチ処理性能
 - 上記の時間内で終了しない処理についてはオンラインサービス時間外で実行することとし、全体の処理時間が当日のシステム運用時間に収まること。

(3) 信頼性に関する事項

ア 可用性に係る目標値(オンライン運用時間)

- 原則として24時間 365日稼働させること。ただし、運用に必要な停止や停電等による計画停止のうち、本市が承認するものは除く。また、RTO(目標復旧時間)について、2時間以内を達成する構成とすること。

イ 可用性に係る対策

- 上記「ア 可用性に係る目標値」を達成できるサービスを提供すること。

(4) 拡張性に関する事項

ア 機能の拡張性

- ドローンによる画像や航空写真撮影データを取り込むことで被災状況を確認しそれらの情報分析から、調査計画策定における調査優先地域の設定が実施できること。
- 法律、制度改正が発生した場合に柔軟に対応し得るシステムであること。

(5) 上位互換性に関する事項

- クライアントOSのバージョンアップに備え、OSの特定バージョンに依存する機能が判明している場合は、その利用を最低限とすること。
- Webブラウザ及び実行環境等のバージョンアップの際、必要な調査及び作業を実施することで、バージョンアップに対応可能な情報システムとすること。

(6) 中立性に関する事項

- 環境の変更や次期更改時に円滑なデータ移行が可能となるように、オープンな規格に基づくデータ形式で保持データの入出力が可能であること。
- 本調達以降の次回更新時において、システムに係るデータ移行が円滑に実施可能であること。

(7) 継続性に関する事項

ア 継続性に係る目標値

本契約の調達範囲内のシステムに起因したシステム停止において障害が発生した場合、2時間以内での復旧を目標とし、これを満たすことを考慮した構成であること。

と。

イ 継続性に係る対策

- バックアップの対象、手法、保存先、取得タイミング及び取得間隔等を考慮し、適切なバックアップ処理が可能なシステムとすること。なお、バックアップ設定の詳細については、本市と協議の上決定すること。
- 業務に用いるデータのバックアップ処理は業務への影響を排除した設計とすること。
- データ吐き出しツールを活用してバックアップデータとして保管できること。
- データセンターは、本システムに利用するリソースとサービスの全てが、冗長化されていること。
- クラウド環境の稼働監視は24時間365日実施すること。
- 情報セキュリティ機関が提供している脆弱性関連情報で緊急度が高いものについて、使用するコンポーネントが該当する場合、OS やミドルウェア等のセキュリティパッチを適宜実施すること。

(8) セキュリティ

ア アクセス・利用制限

- ID、パスワード等により、利用者を特定する機能(主体認証機能)を有すること。
- ユーザがパスワード忘失した際は管理者側で初期化、再設定できること。
- 利用者によりパスワードの変更ができること。
- 管理者によるユーザーアカウントの一時停止や削除機能があること。
- ID ごとに操作権限を与え、利用者区分により各種機能の利用権限を管理者が任意に設定できること。
- 1ユーザが複数の端末機器から利用する。また、1つの端末機器で複数のユーザが利用することを想定すること。
- 現地調査で使用するタブレットを管理するためのデバイス認証機能を搭載し、使用中のタブレットの把握ができること

イ ログ管理

- 障害やセキュリティ事故に備え、必要に応じて別途協議の上利用者側でログ確認手段を持つこと。

ウ 時刻同期

- 情報セキュリティインシデント発生時の原因追及や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。

エ 暗号化及び電子署名

- 本システムのデータが格納されているデータセンターと端末間は、HTTPS の通信経路を暗号化する等、セキュリティ対策を行うこと。
- 本システムと連携するクラウド型被災者支援システムとは、暗号化されたセキュアな通信方法でデータファイルの送受信を行うこと。

オ ソフトウェアの脆弱性対策

- 情報システムの脆弱性を悪用した不正を防止するため、脆弱性の有無を確認の上、随時対応(セキュリティパッチ適用等)すること。

カ 不正プログラム対策

- 本システムではウィルス対策を実施すること。
- 定期的にウィルスチェックを行うこと。
- ウィルス・不正アクセス等に関する情報収集を行うこと。

キ サービス不能攻撃対策

- 本システムにおいては、サービス不能攻撃対策を講じること。

ク 標的型攻撃対策

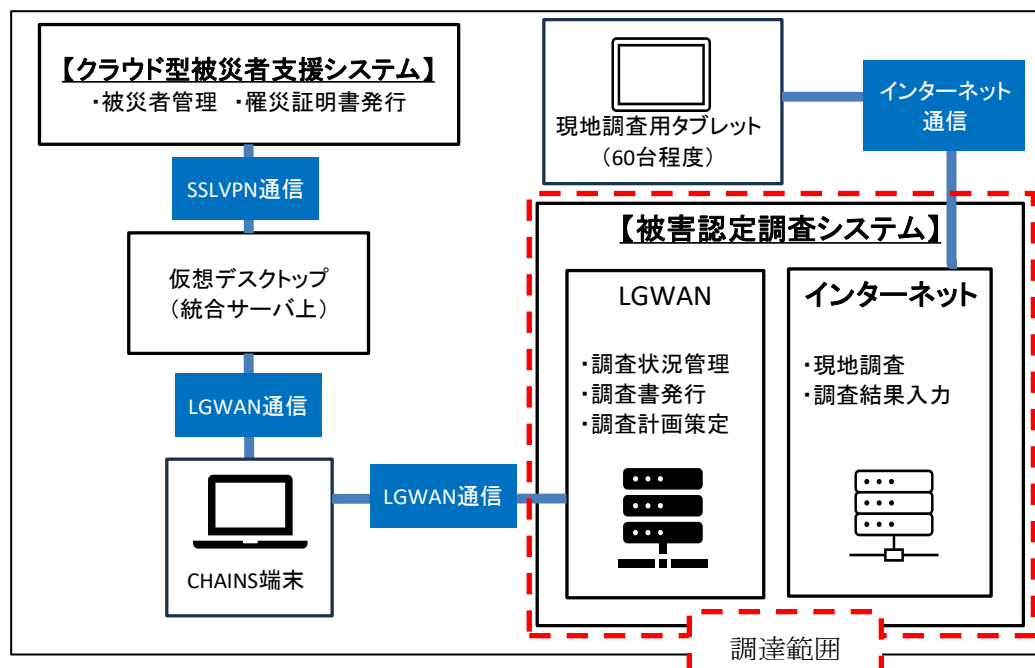
- 標的型攻撃による本システム内部への侵入を低減する対策(入口対策)を講ずること。
- 標的型攻撃等により、内部に侵入した攻撃を早期検知して対処する、侵入範囲の拡大の困難度を上げる、及び外部との不正通信を検知して対処する対策(内部対策)を講ずること。

ケ その他

- 上記のほか、総務省が公表する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和6年10月版)」に準じた対応を行うこと。

(9) 情報システム稼働環境に関する事項

ア システム構成図(参考)



イ ハードウェア

本システムで利用される機器の要件は下記のとおりである。

区分	内容
職員用パソコン(CHAINS)	CPU: AMD Ryzen 5 5500U モバイルプロセッサ Graphics 2.10 GHz メモリ: 8GB ストレージ:128GB OS: Windows11 Enterprise ブラウザ: Microsoft Edge、Google Chrome
タブレット端末① (Android)	OS:Android 12 プロセッサ:MediaTek MT8768T 8 Core 2.3GHz メモリ(RAM):4.00GB ストレージ(ROM):64.00GB 表示サイズ:10.3 インチ ブラウザ:Google Chrome カメラ:あり
タブレット端末② iPad 第9世代以降	OS: iPadOS18.2 以上 CPU: ARM64 以上 ストレージ: 64GB 以上 表示サイズ: 10.2 インチ以上 ブラウザ: safari、Google Chrome カメラ: あり

(10) テストに関する事項

受注者は、以下の内容を含むテスト計画を作成し、市の承認を得ること。
また、テスト計画に従ってテストを実施し、テスト結果報告を作成、市の承認を得ること。

- テストの種類(単体テスト、結合テスト、総合テスト、受入れテスト等)
- テストの目的、内容、実施観点、実施主体
- テスト環境
- テストデータ

受注者は、市が受入れテストを実施するに当たり、テスト計画に則した環境整備、テスト実施項目の整理、テスト実施、結果とりまとめ等の支援を行うこと。

(11) 引継ぎに関する事項

運用開始までに以下の引継ぎを実施すること。

- 受注者は、本市運用担当職員等に対し、引き継ぐべき業務内容について業務引継書を作成し、本市に提出すること。
- 受注者は、業務引継書に基づき、被引継者に対し本業務が停滞しないよう十分な説明及びサポートを行うこと。

- 本市以外の第三者に引継ぎを行う場合、引継ぎ業務には本市の担当者が立会い、その内容について確認を行う。
- なお、上記に記載する業務引継ぎに要する費用については、受注者が負担すること。
- 受注者は、本システム稼働後の運用保守が円滑に実施できるよう、各種設計書、作業経緯、残存課題等を文書化すること。また、その内容について本市担当者に説明し、合意を得ること。
- 受注者は、本システムにおける運用保守業務において運用保守が円滑に実施できるよう、担当者間の引継ぎを確実に実施すること。

(12) 教育に関する事項

本システムを使用する職員への研修を導入前までに適切なタイミングで実施すること。
また、本システムを使用する職員が、戸惑うことなく操作ができる研修内容で実施すること。
研修は、システムを用いた操作研修をシステム導入前までに原則1回実施することを想定しているが、回数については本市と協議、決定すること。

(13) 保守に関する事項

受注者は、以下の内容を実現するために十分な機能を備えること。

- 復旧対応
 - RTO(目標復旧時間)については、2時間以内とすること。ただし、年末年始等の5日以上連続した閉庁日の場合は 1 日以内に復旧させる。(なお、地震・水害等の大規模災害によりシステム機器が損傷、消失する等甚大な被害が発生した場合については、運用開始前までに協議して本市の承認を得ること。)
 - RLO(目標復旧レベル)については、被害認定調査システムの全機能の復旧を実施すること。

第3 プロジェクト管理

受注者は、業務を実施するに当たり、本契約締結後 14 日以内に、以下の内容を含むプロジェクト実行計画書を作成し、市の承認を得ること。

また、プロジェクト実行計画書で定める管理項目及び管理手法に従って、プロジェクトの進捗、課題管理及び品質管理状況等について適宜、本市に対し報告を行うこと。

- プロジェクトの概要(目的・目標、範囲)
- プロジェクト実施体制
- コミュニケーション管理(会議体、議事録管理等)
- 全体スケジュール
- 工程管理(WBS 等)
- 品質管理(品質基準等)
- リスク管理
- 課題管理
- システム構成管理
- 変更管理
- 情報セキュリティ対策(システム導入作業における情報漏えい対策等)

プロジェクトの進捗の遅れや重要な課題が発生した場合は、速やかに本市に報告し、対応方針について協議すること。

第4 遵守事項

1 機密保持、資料の取扱い

- 業務上知り得た情報について委託した業務以外の目的で利用しないこと。
- 業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。また、持ち出しを禁止する。
- 受注者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。
- 業務の履行中に受け取った情報の管理に関して、本市情報セキュリティセキュリティポリシーに基づき、業務終了後の返却又は抹消等を行い、復元不可能な状態にすること。
- 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を行うこと。また、必要に応じて本市による実地調査を行う場合がある。

2 法令等の遵守

当該調達案件の業務遂行に当たって、法令はもとより、市の条例、規則等を遵守し履行すること。

3 その他文書、標準への準拠

当該調達案件の業務遂行に当たっては、以下の文書に準拠すること。

- 千葉市情報セキュリティポリシー
- 千葉市行政情報ネットワークシステムの利用に関する取扱い要綱

第5 成果物の取扱い

1 契約不適合責任

- (1) 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。
- (2) 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- (3) 上記(1)の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに委託料の減額を請求することができる。
 - ① 履行の追完が不能であるとき。
 - ② 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ③ 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - ④ 上記①～③に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

2 検収

- 本業務の受注者は、成果物等について、納品期日までに本市に内容の説明を実施して検収を受けること。
- 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について本市に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

第6 再委託について

1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- 本契約に基づく業務の第三者(ASP・クラウドサービス等のインフラ提供事業者が受注者と異なる場合を含む)への委託に関する取扱いについては、次に定める通りとする。
- 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。
- 業務の一部を第三者に委託しようとするときは、事前に、本市に対し、委託先の名称、代表者氏名及びその他必要な事項を報告し、本市の承諾を得ること。
- 業務の一部を第三者に委託した場合、当該委託先に対し、本仕様書に定める受注者の義務と同等の義務を負わせるとともに、本市に対して、受注者は当該委託先のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

2 承認手続

- 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した再委託承認申請書を本市に提出し、あらかじめ承認を受けること。
- 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を本市に提出し、承認を受けること。

3 再委託先の契約違反等

再委託先において、本調達仕様書に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、本市は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

第7 その他留意事項

- 本件受注後に調達仕様書の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって本市に申し入れを行うこと。双方の協議において、その変更内容が軽微(委託料、納期に影響を及ぼさない)かつ許容できると判断された場合は、変更の内容、理由等を明記した書面に双方が記名押印することによって変更を確定する。
- 受託事業者は、本業務に実際に従事する者に対する雇用者及び使用者として、責任をもって労務管理し、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法職業安定法、社会保険諸 法令その他法令上のすべての責任を負うものとし、本市に対し一切の責任及び迷惑などを及ぼさないものとする。
- 受託事業者は、本業務に従事する者に対し必要な教育(礼儀礼節、職業倫理、守秘義務等)を行い、円滑に業務を遂行できるようミーティング等により人事管理体制を確保すること。
- 資料作成にかかる費用(紙代、インク代、コピー代等)については受託事業者の負担とする。
- 受託事業者は、業務における何らかの事故が発生したときは、その理由に関わらず、直ちにその状況、処理対策等を本市に報告し、応急処置を行って後、書面により本市に詳細な報告及びその後の方針案を提出するものとする。
- 本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、本市と受託事業者が協議して定めるものとする。
- 本契約を締結する事業者は、別途契約する本システム利用契約にも応対するものとする。